

原子核研究者への要望書

本年1月7日原子核基本法・原子力委員会設置法・原子力局設置法の法律が発効し、いよいよわが國の原子力問題は急ピッチで進展しようとしています。

原子力委員会は、発足早々まず原子力予算の審議を行います。現在では原子力研究所法案をはじめとする原子力関係諸法案を審議しています。

一方、暫定機関として昨年暮に発足した財団法人原子力研究所は年が明けるとともに旧東電ビル内に居をかまえ、研究所準備室とむうけて準備をいそいでいます。なかでもその所員募集の問題は広く各界の科学者技術者の注目をひいている問題であり、しかむこの4月から発足するはずの新しい原子力研究所に既成事実として受けつがれる可能性の濃い問題だけにとても重要であります。

最近この研究所は7月31日の期限つきで、所員候補者推選依頼の通知と全國の大学、研究所、会社に約200の通出しました。したがって全國の原子核研究者の中には、この機会に原子力研究所に応募しようと考えている人たちが幾人かおられるだろうと推察することができま

す。また湯川教授が学術会議会長の推選によつて原子力委員となられたことも、原子核物理学者にとつて極めて大きな意味をもつ問題であると考えられます。湯川原子力委員が就任早々よく学術会議の3原則の具體的確保に努力しておられることは、すでに私たちに承知するところであり、今後一層の努力を期待するものであります。しかし教授の考え方について原子核特別委員会をはじめ、広く原子核研究者と十分意志の疎通があるとは申せないう現状にあります。もちろん来る2月初旬の原子核特別委員会にはその点の努力がおこなわれるものと私たちは期待しています。

けれども私たちが憂慮するのは、現在、原子核研究者の間には、原子力研究に参加する問題や、わが國の原子力研究開発の見通しや、逆にその原子核研究に及ぼす財政的、体制的及作用について十分深い意見の交換が行われていないという現状であります。

たとえれば、いまのような原子力研究所はどうかにもなるものではなく、全く期待するところがないという考えがあります。

また、原子核研究者で原子力研究に違ふうとする人々が3原則を守る意志をもつて研究所にはいり、少しでもよい研究所にする努力をすべきであるという考えもあります。

またそれとは逆に、核物理学者はこれままで原子力研究への参加に反対して来ただけで、この期に及んではいるのは不都合ではないかという考えもありません。

それに対し、外の事態が變つて段階が新しくなつたのだと云う認識もありません。

また更に、この問題に全くの無関心もあるれば、研究費自前てに動くこととする向きもありましよう。

個人物にすでに研究所への参加の動きをしている人もあり、その中には理想をすててたゞ生活の問題と考へる人もあるという噂もあります。

このほかまだまだ多くの意見が見られます。もとより各人がちがつた見通しと見解をもつことは疑しむべきことではありません。しかし、その人々との間に十分話し合いが行われず、意見の調整や批判もなく、ばらばらに行動することはむしろ危険であります。

すでに各大学において原子力講座などの問題が漸く具體化しようとするとき、ある大学で原子炉の寄贈をめぐつて理論物理学者と実験物理学者の間に成からぬ対立が生じたことと伝えられる如きは、私たちがつとも残念に思ふところでもあります。原子力は特に現在政界財界学界などが各界の力のあるところといえま

す。産業界もまたこのため大まかまともまろろろとして、学界のみがたがいの連絡調整を自主的に行ないないならば、その前途は全く悲觀的であります。少なくとも、原子核物理学者が原子力問題をめぐつて互いに話し合いの場を自ら失つたり、最悪の場合、感情的対立に及ぶことはどんなことかあつても避けるべきであります。これまで学会においてつとも民主的な組織をもち、原子力問題において学術会議の3原則を生んだ源と敬されてきている原子核研究者が、この期に至つてつともそのような事態を招いたとするとするならば、それは全くあきらめ切れぬものがあります。

私たちが、したがって、今こそ全國の原子核研究者が以上のごとき問題について十二分の話し合いをおこなわれ、2月初旬の原子核特別委員会にそれを反映し、時期を失することなく大まかま一つの態度をまとめあげられるよう、そのための努力をこの際強く強く切望するものであります。

1956年1月24日

長原 幸雄 大塚 益比古
服部 学 川崎 栄一
立花 昭

c111-024-049